

議案第七十四号

指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

令和六年九月十二日

提出者 港区長 清 家 愛

指定管理者の指定について

左記のとおり公の施設の管理を行わせる者を指定する。

記

一 公の施設の名称

港区立本芝公園

港区立イタリア公園

港区立桜田公園

港区立塩釜公園

港区立南桜公園

港区立芝公園

港区立江戸見坂公園

港区立金杉橋児童遊園

港区立芝新堀町児童遊園

港区立松本町児童遊園

港区立芝五丁目児童遊園

港区立三田小山町児童遊園

港区立三田二丁目児童遊園

港区立三田綱町児童遊園

港区立浜松町四丁目児童遊園

港区立芝大門二丁目児童遊園

港区立虎ノ門三丁目児童遊園

港区立西久保巴町児童遊園

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

アメニス・ケイミックス・日比谷花壇グループ

東京都港区三田四丁目七番二十七号株式会社日比谷アメニス内

三 指定の期間

令和七年四月一日から令和十二年三月三十一日まで

（説明）

芝地区総合支所管内の区立公園等の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、本案を提出いたします。